

下、下賤に向つて輕蔑もしない、ナゼなれば高貴は高貴にして獨尊、下賤は下賤にして獨尊、我亦獨尊、決して他の周旋をせ受ない、即ち車を挽く者は車を挽きながら、馬に乗る者は馬に乗りながら、百姓は耕し商人は買ふ、山高水長、又誰か之を怪みませうぞ、異まぬは是れ實相なる證據であります

長は長、短は短、是れ即ち實相である、譬へば鶴の首は長くして鴨の脛は短い、けれども、鶴の長き首を伐て鴨の短き脛に續ぐとが出来ませうか、もし鴨の脛が短いとて續足し、鶴の首が長いとて斬捨たなれば、兩方とも死んで仕舞て一方をも助ける譯にゆかぬでせう、故に鶴を斬て鴨に足せないと同時に、鴨の脛の短きに續ぐ爲鶴の首の長きを斬るとは出来ませまい、然らば甚だ不平等でないかといふものがあるかも知らぬが、その不平等なるは不平等なる儘に、各自獨尊なる實相であります、でありますから蟹は横に匍匐實相、人は立て歩儘獨尊、人も蟹も猫も拘子も皆悉く他より侵害されざる佛性といふものを備へてある、けれどもこの佛性に魔がさすことかあるから困る

むかし天竺に一人の樵夫がありまして、いつもの如く山奥に至り、枯木生木それくりに相なす時、一天俄にかき曇り、車軸を流す大雨に、何と仕様もあらざれば、急ぎて

家に歸らんと、歩むは馴し道ながらも、心は早り道は滑、思ふ様には取どらざりしに、ある谷を渡ると足踏外し眞ッ逆様、何丈といふ谷底へ陥たれば、覺ず聲上げ助を求めしも、折節山路に人はなし、所詮死ぬべき處なりしに、いづくともなく一疋の鹿、五色の毛色をしてある鹿が出来り、樵夫が衣服を其の口にくはへて岸に上りけるに、樵夫は夢また現、お前が引上げ呉ざれば、所詮助るまじき此の身、實にお前は我が爲に、命の親で有難し、この大恩何の時に報らるべきと申すに、彼の鹿人の物言ごとくに申す様、左程わが恩を思ひ玉は、此の山に鹿ある事決して人に告玉ふな、私、かく五色なれば人に姿を見せし事あし、されども人を助るは善きと思ひし儘、御身が谷底に落玉ひて助る者のなきを見て最氣の毒と思ひ、終に斯は姿を表せしなり、もし御身にして此山に鹿あるとを告玉はずば、これ私に對せらるゝ報恩なりと云ふに、樵夫も嬉さの餘堅く人に告ざるを約して、喜びながら家に歸り、何人にも此の事を語聞せざりけるが、或時村内掲示場に、何國にても五色の鹿を見たる者あらば、訴人せよ、恩賞は訴ふ者の望に任せんと意なる高札あり、これは何人の建札ぞとくに、元なり國王からの要請なりとあるに心動き、終に先約を忘れて恩ある鹿の有處を訴人せしに、國王は官人を召連山に入て彼の鹿を狩出しけるに、鹿、人語を學て申上ける

は何卒その訴人に逢されたしと、依て官人かの樵夫を召すに鹿その邊に寄進み、御身
 わが姿を見しはド、ユー時か、既に水に溺て死すべかりしを見、甚く氣の毒に思ひし
 儘、斯る後難あるを願ずして拯ひ上たるなり、その時御身は恩義忘れず、何の時か之
 を報得らるべきと云はれし故、報恩は此事を人に告玉はされば、之に上越す報恩はな
 いと申せしを、御身は決して告申さずと堅く約されしにはあらざるか、然るに多くの
 月日を過ぎる今日、之を願ずして訴人せらるるとは、畜類にも劣りたる淺間敷心なら
 ザやと云ふに、彼の訴人せし樵夫も、耻入しか一言半句の答だに無りしが、國王も之
 を聞れて大に感激せられ、ア、彼は畜生なれども心は菩薩、此は人間なれども心は禽
 獸、朕今理非を正し賞罰を行ふべしとて終に彼の訴人の首を切り、五色の鹿には食物
 を與へて元の山に放たれしとぞ、コナナ話をすると當世の人々は頭からコナシつける
 かも知んが、さりながら之に類した話は亦皆サンの中に見た人がないともいへぬ、ナ
 せなれば随分畜生が恩報しをしたとか、山で熊鹿に助られたとかいふやうな事のある
 ものであるからぢや、畜類すらソである、然るに萬物の靈長だとか何とか自身に誇
 てある人間が、自身を助てくれたものゝ在處を、いかに恩賞が貰へるにした處で、み
 づから訴人するとは何たる仕打でありませうか、實に畜生にも劣りし人非人とは斯る

輩の事を申すのでせう、けれども鹿に詰られて返答をする事が出来なかつたもの、こ
 れ彼にも佛性ある證據でありませう、もし佛性が無つたなれば、己れやア褒美が欲か
 つたから訴人したと、ゾーくしくも言たでありませうに、その如く返事のできな
 つたもの、蓋未だ良心を失はない者といふべきである、兎に角に鹿は鹿の儘成佛、人
 は人の儘往生であるものを、己れが邪見よりソ、工合にならぬのである、ソレデ
 御詠歌でも春は花夏は橘秋は菊、いつも絶せし法の華山、春の如き若い者でも、夏の
 如き壯な者でも、秋の如き隱居の者でも、いつでも花は絶てないから、スキナありに
 往生成佛するが可い、いつでも構ないから一時も早く開示悟入するが緊急であらうと
 思ふ

縁起

法花寺は播磨國加西郡に在り、一乗寺と號す、大化年中に山を開き、人皇三十七代
 孝徳天皇の御宇なる白雉元年に建立せらる、本尊は千手觀世音、御長一丈二尺、法
 道仙人の開基なり、法道仙人此の山に就て飛鉢を行ふ、飛鉢とは鐵鉢を民家に飛し

て、坐ながらに食を乞なり、時に何國よりともなく鉢飛しかば、國中の人民之を怪み、其跡に追て今の法花山に上りみるに、一僧の岩窟に坐するを見、圓きものを飛せしは御身なるべし、何物なりや正鉢を露せと罵りけるに、日本にては未だ此法を知らざるも、こは釋尊の御弟子羅漢等の行ひ玉ひし飛鉢の法なり、我は即ち佛弟子にて千手觀世音を守護する法道と申す者、志ある人は鉢に入れよとありければ、人々大に感服し、それより鉢の飛來るを見れば、御鉢が回り玉ふとて夫々供養する處ありける、其後人皇四十五代聖武皇帝の御時、西國より禁裏へ上納すべき年貢米數千俵を船に乗せ、藤井某なる者之が幸領して渡航する砌、突然船先に鐵鉢飛來りて止まるを見しかば、藤井大に怪で船頭に語りければ、船頭皆迄きかすしてこれは御鉢の回りしなりと云ふと、藤井も邪見の者なりしかば、それは魔法にてなるならん、左様の魔術に魅さらるゝ藤井ならずと、終に足もて鐵鉢を海中に蹴込たり、されば彼の鉢落て船の周圍を回り彼の岸さして飛去りけるよと見る間に、船に載られたりし米俵、飛び上りくゞて盡く飛び出けるに、流石の藤井も膽を潰し、如何にすべきと船頭に物語けるに、开は御邊みづから往て法道仙人に詫らるゝより外なしとの答なれば藤井も大に後悔し船を磯邊に付措き、山に登りて大に詫たりしに、法道仙人

も氣の毒に思ひ、さらばとて彼の米俵を盡く船中に返し、たゞ一俵のみ喜捨せよとあるに藤井も喜び之を寄附し、山を下り船に上りて朝廷へ納付せんとしたるに、一俵不足は何故ぞと有司に咎られしかば、ありし次第を逐一言上せしに、开は希しき貴僧なりとて、終に法道仙人を召され、直に一字を建立して法道仙人が所持する處の千手觀世音を本尊とし、安置せられたるもの、即ち今の法華寺なりき

第二十七席

西國巡禮第二十七番 播磨國書寫山

御詠歌

はるはると登れば書寫の山ふるし

松のひゝきも御法なるらん

サテ今度は西國巡禮觀音札所、第三十三番の第二十七番目に當る處の、播州は書寫山觀世音の御詠歌を賛題として一座の法門を開示する事と致ませう、御詠歌は花山天皇

の御製で、即ち觀世音といふことを詠せられたのである、觀世音とは世の音を觀する
 と文字に顯れてある通、それはドーかといふに、世の音とは世間の音聲、鳥のクワ
 と鳴くも世の音、雀のチューと囀るも世の音、鐘の鳴るのも、鼓の響くのも、笛の聲
 も、琴の音も、松吹く風の音、溪下る水の聲、これ世の音であります、世の音を觀ず
 るとはドーであるか、觀といふ事に就ては、天台などで隨分八ヶ間敷いふてあります
 事ですが、之を一々説明しますると却て解り難く成りますから、今は預つておくこと
 致ませうが、一口に申して見ると鐘の音なら鐘の音、鼓の響なら鼓の響を聞まして自
 分の心に反省するといふ程の事ぢや、ソコテその反省し得たのを觀世音と申すので、
 此の外別に觀世音を求めるのは抑も迂なる譯であらう、トかう禪宗などでは申すので
 あるが要するに心一ツぢや、心に愛を懷かば諸法みな悲げなる様を呈し、心に喜び有
 れば萬物みな嬉げなる風に見ゆ、この故に自分の信心が行届て居れば、松吹く風の音
 を聞ても、御經を讀む聲かと聞け、溪下る水の音を聞ても、梵唄を唱ふ聲かと聞かる、
 さるを萬一その根機が熟して居ないと、三味線の音色に心を奪はれ、都々逸の柏子に
 魂を蕩かし、具有の佛性を看取する事が出来ぬ處か、世福の資産をも蕩盡する様にな
 るのである、音聲は少しも變らぬ、聖人が聞ても三味線は三味線、凡夫が聞ても都々

逸は都々逸、ソレに聖人が聞ては菩提の因となり、凡夫が聞ては煩惱の網となるは何
 が故でありませう、ツマリ心の置き處が違ふといふより外はありますまい、いかに凡
 夫でも聖人と同じ處に其の心を置たなれば、必ず聖人が聞くやうに聞えるでありませ
 う、然らばモハヤ凡夫ではないのです、松吹く風も說法してあるので、即ち衆生濟度の聲
 があるが、聞く人の耳から聞けば、松吹く風も說法してあるので、即ち衆生濟度の聲
 ぢや、又見る人の目から見れば柳の緑に染む處、既に觀音微妙の法に違ない、タカラ
 香殿といふ和尚は、師匠の垂誡で悟れなかつたのに、一日門掃をして居て、帚の竹に
 石が當つてカチといつた聲を聞て悟を開き、又靈雲といへる禪師は、同く師匠の提撕
 には悟れなかつたが、桃の花がバツと開いたのを見て悟を開かれたのである、シテ見
 れば桃の花も說法してあるし、帚の竹も說法してあるであります、即ちユ、の道理
 を御詠歌に詠せられたので、はるく、と登れば、ヤットの事で信心堅固に佛道を修行
 し、謂ゆる悟を開て見たれば、書寫の山あるし、書寫の山から吹下す風といひ、松の
 響も御法なるらむて、その風が松の枝を吹てヒュー／＼と響く響も、皆ともに御法の
 丸出し、即ち說法してあるのであるから、松吹く風の音も、溪下る水の音も、必ずッ
 カ／＼聞過してはならぬぞと、この響を聞て世の音を觀じて早く出離解脱せよとの御

意である
性空上人が正眞の普賢菩薩を拜せんとて、夢告を信じ江口の遊女町に至り、女郎屋に
上て藝妓の姿を見、三拜九拜して歸られたといふとが、古い書物に載てあつたが、
或は普賢の行願にて假に遊女の形に現し居玉ふを、餘人には普通の遊女と見へしも、
性空上人には之が正眞の菩薩と見へしならんか、シテ見た時は何物か説法して居な
らうぞ

因州鳥取といふ町に最と豊かに暮せる商人ありしに、その女房至て愛執深き者なりけ
るが、夫婦の間に一人の男子ありて、其の子が十五歳に成たる時、父が其の子に申す
には、我夙に世の無常なるを敢なみ、出家したく思へると多年なりしも、何分其方が
未だ幼稚なりし爲、之を果さしりけるが、最早其方も壯年に及びたれば、名跡を繼に
不足あらじ、仍て我は出家のため書寫山に上るべきが、母は至て恐なる故、父が行衛
を知すべからずと云置き、其の翌朝出立して密に家を出けるに、女房起出て夫を尋ぬ
るに居らずなりぬ、依て女房大に驚き作を呼て泣き悲みければ、彼の作も氣の毒に思ひ、
父の遺囑には背くなれど、母の歎きも想像られ、終に包みきれずしてありし次第を物
語けるに、母は彌々狂ひ悲み、何國迄も尋ねゆき、是非一度は迷歸らんと恐怒けるに、

作を始め家内一同、既に發心して出家したまひしもの、爭で再び歸り玉ふや、而も妻
御の尋ね玉は、折角の發願を妨ぐ道理と、種々様々に諫むれども、更に聞入らずして
忽ち跡を慕行、夫なる人は既に書寫山に到り、髪を下して衣を更め、妻の尋來らんを
恐れて外へも出ず居たりしに、案の如く女房尋参りければ、山中の者之を知り秘して
更に放ざりしも、女房は必ず夫の此に居ることを信じ、逢見せられねば下山はすまじ
と、それより坂の口に打臥七日の間泣明し、七日目の朝終に果敢なく死したりけるゆ
え、山内の人々相集り切て死骸になり、とも對面せしめんと議し、此事その夫なりし今
道心に告知せけるに、此方も未だ恩愛とれず、左程思ひ焦れし者、逢てやるのも手向
の一と、坊を出て死骸に近寄、其方が左様な心故我は此に出家せしなり、今は成佛せ
よかしと申したりしに、その死人の口より小さな蜂一疋這出、夫なりし者の鼻に飛入
よと見る間に、忽ち夫は血を吐て死たりける、人々これを見て大に驚き、終に兩人を
一所に葬りしが、其後かの作も當山に参り來て出家し、觀音堂をばその父母が塚の邊
に建て、一心唱名後世の菩提を吊ひけるとぞ、これは此の山内にある女人堂の始とい
ひますが、これ女房の嫉妬が良人の發心を促し、兩親の最後が作の引導と成たのであ
りませう、アありますから松風水流般若を談ずと申して、松吹く風も説法の聲、溪落

る水も度生の音でありませう、されば御互に鐘の響も鼓の音も、ウツカリとして聞過してはなりません

縁起

書寫山は播磨國飾西郡に在り、圓教寺と號す、本尊は如意輪觀世音にて御長一丈六尺、開山は性空上人なり、上人は佛法の奥義を極め、神通力をさへ得たる名高き貴僧にて、和州多武峯増賀上人と深き交られけるに、ある冬の日に増賀上人、多武峯は高山にて寒氣殊に烈し、もし性空上人と一所に播州に居たるならば、播磨紙子に暖まるべきをと思はれける、折柄一人の使者書寫より來り、紙子一領上人にと差出ければ、増賀大に喜ばれ誠に性空上人は神通を得玉ひ、わが所思を察知して之を賜りしならんと云はれしといふ、折る高徳の性空上人は元、附院左大臣藤原時平卿の孫時朝中納言に仕ける侍なりしが、學文才藝ともに秀でたる儘、若君が師範となり、専ら教授し居たる忠太小太郎と云へる者なりしが、時朝卿大納言に昇進せられし時、家の重寶住吉明神の夢告に得しと云へる硯石を、明神の御影として上壇に祭り、御

禮として卿の參内ありし留主中、いかなる物か拜し見んと小太郎密に之を神殿より下して拜みける折柄、人の足音廊下の方に聞へければ、大に驚き歸し奉らんとせしに、過つて取落し之を二ツに打割たり、所詮言譯あるべからずと、直に割腹せんとする所へ若君が出來られ、小太郎必ず驚くな、そちが割たといへば父君の御怒左社あらん、依て我れ割たりと申上へしとあるに、小太郎は尙更おどろき、仰せ勿辨なき限なれども、争で我罪を若君に負せ奉らるべき、何卒某に割腹を怨させ給へ、イヤそれは要らざる辭儀コ、構はずと彼方へ參れ、否それではと争ふ處へお歸りとの呼聲驚しく、忽ち主君の卿御歸館あり、まづ御祝を拜せんとて神殿に至り、御覽あつて驚せられ、何人の仕業ぞと咎め玉ふ傍より、それは拙者がと若君出られ、所詮手打と定りければ、小太郎は堪りかね、それへ這出てイヤそれ若君にては在さずと云ふに、若君色を變て今に至て何の噫言、汝は我を救はんとの偽言ならん、命惜とて徒らに臣下を殺す我ならず、サ一父上、最後に及で何の御猶豫、早く首をあげさせ玉へど、あるに大納言も心を厲し、でかされたりと御太刀に手、あへなく御首を落し玉ふ、小太郎今は身も世もあられず、續て割腹せんとするを、大納言しばしと止め、左程若が最後を思はれ、ナせ出家して吊はぬかと、云はれて小太郎死ぬに

も死なれず、御暇願ひて諸國修行、観音大士を本尊とし、一心不乱に唱名しつゝ、十二年間修行を積み、今は性空上人とて、世に珍敷知識となり、梵天帝釋の差圖に随ひ、播州書寫の山奥に、庵を結て法花三昧、一日天人數多降り、庭の櫻木を拜するに、不審を起して尋ねらるゝに、これは観世音の靈木なり、さるに依て拜せしなりと、聞ては空く過すべからず、終に其木を斬て観音大士の尊像を彫刻し、一條院の永延二年、みづから結べる庵室を堂宇となし、これに安置して書寫山圓教寺とは名けしなり、因に此の山は往古文珠大士の開基にて、草木瓦石に至る迄都ての物に一切經を書寫されし故、即ち書寫山と號けしとかや

第二十八席

西國巡禮第二十八番 丹後國成相寺

御詠歌

浪の音松の響きも成相て

かせふき渡す天の橋立

昔様御機嫌よう、サテ段々ど回て今は西國巡禮三十三所観音靈場の第二十八番目、丹後國成相寺観世音まで素懐を遂て参り、即ちこのたびは其の成相寺観世音の御詠歌を賛題として、一座の説教を致さうと存ずる事でありませうが、御詠歌は花山天皇の御製、意味は心願の空からさる道理を詠せられたものであると思ふ、まづ浪の音とは、我等御互が南無や大悲の観音様と唱ふる音、松の響とは、我等御互が唱ふる聲の、大慈大悲の御耳に響くを云ふので、なりあひとはゴツチャになると云ふ程の事を、寺號になぞらへて云ふたのである、次に風吹き渡すとは知識の教、都て聞法の徳は、凡夫から佛に至る掛橋の様なもの、故に土地の名を其の儘に天の橋立と詠せられたのである、これはズット前にも申した事があつたと思ふが、禪宗などで能く言ふ感應道交の道理で、此方から南無や大悲の観音大士、捧けせ玉へと祈る聲が、彼方の御耳に入て、左様か然らば拯て遣はずと仰せられ、終に現世安穩後生善所の一大幸福を得るのである、併ながら此の感應道交すなはち浪の音と松の響とがなりあふと云ふとは仲々容易でない、イクラなりあはせようと思た處で、此方の信心が戲論や滑稽では彼方へ透らう筈がない、假に此方は堅固の信心を凝した處で、彼方に聞て遣ふといふ心がなければ

ば、その耳に入るとが甚だ難い、故に此方も堅固の信心を以て祈らねばならぬし、彼方でも拯て遣ふとの了見がなければならぬ、でありますから其の力の無いものに頼でも駄目だ、外道の制多に歸依せざれば、彼に歸依したとて何の所得もないぞと古人も誠め置れたのであるが、幸に我等御互が信仰しつゝある處の觀音様は、過去久遠劫に於て既に等正覺を成ぜられ、正法妙如來と申し奉つる御佛なれど、一切衆生の迷蒙にして、衣裏に明皎々たる寶玉を持たながら、それをも知らずして、暗きより暗きに入るを最も不憚の事に思召され、仲々一として居れない、今之を拯はずば又侯暗路に彷徨ふ事ぞ、打還て見るに忍びないとして、態々佛地より一段お下りに成り、特に菩薩の位に居て迷へる衆生を拯はん爲、更に三十三の身を現じ、聲聞となり、天人となり、人間となり、畜生となつて、醫師の病に應じて藥を與ふるが如く、其物く随つて變現出沒、一として一切衆生剩さず漏さず成佛させねば、再び佛地には歸らぬとて、一生補處のお誓を立られた位の御佛でありますから、一たび南無觀世音と唱へさえすりや、何事ぞ助て呉よが、承知したとて直にお拯下されるのであるから、何と信心の甲斐があると思すものではありませんか、さすれば南無觀世音と頼み申すが第一でありますやう、その頼まにやならぬといふ心は、一として手續より起るでありますやうか、

かく頼めば一として功徳があると知識の教誡を聞て、一として事なら一番信仰しようといふ心に成るのでありますやう、果して然りとせば知識の教誡は、何とウカク聞過してはなりません、實に知識の教誡は我等が成佛得脱するに肝心肝要の引導である譬を以て之を言つて見ると、中に川があつて彼方は觀音様で此方は我等じや、此方に居る我等の眼光は遠く彼方まで見へないから、觀音様の淨土やら、熾魔王の地獄やら一向分らぬ、依て最初から彼方へ渡らうといふ心は寸分ない處へ、船頭が船に竿さしながら、彼方は觀音様の淨土で、美妙莊嚴の堂塔は觀音として高く聳へ、七珍寶の財物は推し迄積重われ、往て乞者あれば喜んで之に與へらる、皆様一として、お出なすつてわと告るに、之を聞る者、何人か往事に決心せざる者やある、往事に決心が出来たのは、船頭の言を聞たからでせう、船頭の言とは即ち知識の教誡である、御互に知識の教誡に随つて信心修行すれば、大悲威神の功力に依て現當の二世安樂を得るのであるから、謂ゆる風ふき渡す天の橋が肝心でありますやう
 むかし眞宗の高祖親鸞上人が越後の國蒲原の郡彌彦の庄といふ處で念佛觀化せられし時、土地の道俗日々群參して隨喜しけるに、身に襦袢を纏ひし賤氣なる老女がたい一人、毎日一參詣はすれども、其身の貧賤なるを卑下してにや、いつも門外にて禮拜

念佛するのみなりしが、その老女なにかな供養せんものと思へるが、栗を三ツ焼で切て是をと持参する事三たびに及べど、何分にも耻しくて出得ざりけるを、上人之を看て信心ほど有難きはなし、此間より大信心の行者あり、之れ此方へと件の老女を招き入れ、御身が持参の供養物拙僧頂戴仕るとて手を出し玉へば、實に有難き御僧の仰せ左様なればと件の老女、喜び涙を落しながら指上けるに、上人之を受けて群衆に向ひ、これ信心拙僧が心に通るなり、况て通力自在の御佛に於せられておや、未代までの證にとて、かの焼栗を植玉ひしに、不思議や焼栗新芽を生じ、段々に培養せられれば、今は大なる栗林となりて現存し、之を彌彦の三度栗と名けて土地の名物になりおれるとぞ、何と是れ老女の信心が上人の心地に響いた譯ではありませんか、總じて佛教は心を主と致ますから心で深く信心すれば、態々暇を潰して参詣せんでも必ずお極ひ下さる事附合である。

縁起

成相寺は丹後國與謝郡成相村に在りて世野山と號す、本尊は聖觀世音、人皇四十三

代文武天皇の御代に齊遠禪師といへる名僧あり、周防國の人、初め京都東寺に居て後に故郷防州に歸り、常に觀世音を信仰せしかば一軀の小像を背負、何國にても靈地を遇ひ此の尊像を安置せんと思立、再び國を出で丹後の國に入り、今の處を靈地として峰に上り、庵を結て入定坐禪せられけるに、里人共之を知り野菜米穀を持上りて供養尊奉おこたざりしが、丹後の國は雪多き國にて一年の冬より春にかけて大雪降積り、二丈餘も積りける故、里人に白山ならざる有様、是に於てか里人等大に齊遠禪師の事を案じけるも、仲々に山入する事思もよらず、されば庵室も雪に埋もれ、食物を送る者もなく、寒さは寒く腹は減る、されど禪法修行の身なれば厭ふべきなく工夫辨道ありけるに、異しな聲の軒端に聞へしかば取敢ず覗き見らるゝに、何地より來にけん、一疋の鹿飢に疲てか其の處に死で居たり、禪師之を見て不憫に思し、如是畜生發菩提心と唱て回向を爲し、更に我が身の上に比較て、我も程なく斯成るべきが、飢死して菩提の爲になるにもあらず、殊に我が殺したるにもあざれば、濟ぬ事だが汝の肉を我に施せ、我命だに得て佛道を成じなば第一に汝を吊ふべしとて、鹿の肉を少し斂取り、鍋に入れて一椀を食しけるに、忽ち元氣回復しければ、此上は食を嗜むなり、残しおきて飢たる時の食に供せんと、其儘鍋に残し、雪

もて口を漲ぎ持佛なる観音大士に詫び、鹿の爲に陀羅尼を誦誦して聊か懺悔の意を表せり、それより次第に暖氣増加し、随て雪も氷も消ぬるに、里人ども見舞に來り、如何して凌れしやと、聞に答て有の儘、告れば里人不審な顔、鍋引寄せて中を見るに、木屑少々あるのみなれば、愈々不審し鍋の中、たい木屑のあるのみと、言れて禪師も之を疑ひ見れば成程木屑なり、扱はと禪師みづから心得、持佛を捧て咏むるに、観音大士の御眞影、腰の邊に斬傷あり、是に於て大に驚き、わが禪定を圓滿に成就せしめん御心より、假に鹿と形を變じ、食物とはなり玉ひしか、ア、添けなや尊とやとて、鍋に残りし木屑をば、像の傷所にあてがひけるに、元の如くになれぬい玉ふ、之を見たる里人等左なきだに尋常より信奉せし御出家の、更に斯る靈験の著かりしを思へば、おのづから隨喜の涙に催され、直ちに一字の堂を建立し、齊遠禪師を開基に仰ぎ、禪師の持佛なりける件の靈像を安置して愈々信受奉行せり

第二十九席

西國巡禮第二十九番 丹後國松尾寺

御詠歌

そのかみは幾代經ぬらむ便をは

千年をこゝに松尾のてら

サテこのたびは西國巡禮観音三十三箇所靈場の第二十九番に當る、松尾寺の御詠歌に就て一席のお話を致ませうか、御詠歌は花山の院様の御製で、末法の今日は獨りお經が殘てあるといふ事柄を詠せられたのである、そのかみとは上代、即ちムカシといふこと、幾代經ぬらむは何代、即ちムカシから随分歲月を経た事であらうが、されども上代の便は千年の後なる、今日コゝにお經といふものが殘て居て、御互に出離得脱ができるのであると云ふ程の心で、松尾の寺といふより千年の、ハと詠せられたものであります、お經とは釋迦如來の御說法、その經典があるからして、末世の我等も轉迷開悟することができ、もし經典なかつせば御互に何に依て開路を出るとが出來ませうぞ、わが日本帝國では、人皇三十代欽明天皇の御宇に、當時朝鮮の國王より、わが朝廷へ佛像および經典を貢獻し、それより皇家御歴代の皇帝が御信仰在せられ、種々の便宜を與て上は百官宰相より、下は非人乞食に至るまで、凡そ帝國の臣民たる者は

悉く佛法に歸依するやうに成させられたから、一般の臣民が之を尊奉するやうになり、また佛法の方でも聖徳太子を始として、行基、良辨、傳教、弘法といふやうな高僧が續々出世あり、いろ／＼の事業を起し、さまざまの方法を講じて布教傳道せられたから、日本國中津々浦々、ドノ様な山間僻地でも佛法のない處はなくなつて、制度文物も概ね佛法を基礎として成立してある有様である、此の如く行渡つて佛法でないものは幾どない位であるから、因果といふとも珍しからず、往生といつても怪まない、もし佛法が本朝へ渡來しない以前に當て、因果だの往生だのと説たらば如何でしたらう、或は珍説奇談として尊奉し排斥したでもありません、けれども今は三ツ子さへ佛法を知る程に充滿彌綸したからして、坊主が説くを俟たずして、此は因果だの彼は往生だと言つて怪まないのである、否、吾これを異まない計ではなくて、大に之を信用するといふは抑も何に依て然るか、願ふに往昔釋迦如來が説かせられた經典を拜聴し、その衷心に侵染してあるから珍くもなければ、怪みもせないものである、シテ見ると此の經典は末世の重寶、我等御互が凡夫迷蒙の處を離れて、諸佛同床の地に至るを得ると、偏にも經のお蔭ではありませんか

さりながら經典その物が直ちに佛様ではありません、故に古人は月を差す指といへり、

佛様が月なれば、お經は之を示す處の指頭である、アレ彼處に月があるぞと指もて示すに、成程あそこかと月を見て仕舞へばモハヤ指頭に要はない、御互に佛様に成り濟してはモトお經に要はなけれども、佛の境域に達し得る迄は是非なければならぬのである、況て末世の今日では之を措て他に成佛の契がありせんから、ドーしても此の一品は缺くべからざる必須の道具であるが、幸にして我等御互は末世無佛の世には生れしかど、釋迦如來の説おかせられた經典をば見聞するとを得たから、その經典に隨てアレと指さす指頭を見て月を見るとが出来た、即ち往生成佛するとが出来るのである

是に付き奇妙な話がある、上野の國ツググと云ふ處には一の温泉あるほどなるも、至て山間の僻邑でありましたから、佛法などを信仰するの、研究するのといふやうな事は曾て無き處なり、或時村落の老若男女いづれも「明日正午の頃に大紋を着て弓箭を持、白馬に跨つて來る者あらん、これ正眞の觀世音菩薩なれば、皆々信仰して恩をかにせざるやうにとの夢を感じ、甲乙と夢語りしつゝ、庄屋を訪ふて之を語りしに、庄屋も同く斯る夢を感じし由にて、此儘に捨て置かれずと協議一決、直ちに菩提寺に集り歡迎の用意も調ひける、時至れるに依り長分の面々、村の入口に出迎けるに、案

の如く大紋を着て立烏帽子を戴ける一人の男、悠然白馬に乗て出来りしかば、出迎せる人々、それこそとて三拜九拜するに、騎馬せる男は大に異み、此方を向ばソリヤこそ観音様が、此方を向せ玉ひしぞ、彼方を願けばソリヤまた彼方どひしめけば、騎馬の男彌狼狽し、何故に拙者を観音なりと言て拜さるゝやと問に、貴公こそ正兵の観世音なるゆえ、斯は尊奉禮拜するなりと答ふに、騎馬の男大に困り、傍に居たる僧侶に向ひて其の子細を尋ぬる處、彼の僧も合掌低頭、昨日夢告の次第を逐一に言明せしに、彼の男太た驚き、否我は常々殺生を好み山林に入て鹿猿を殺すと多年、今や御身らに斯る不思議の告あること、定めし大士の我を導せ給ふならん、我等の両親は深く馬頭觀世音に信心し、我は即ち其の申子にて、名さへ馬頭小次郎藏人と附し由なれど、幼少の時より無益の殺生を喜び、此の年に至るも尙之を作しけるが、想へばく恐しや、罪に罪を重ねるを、知らずには暮せし恐さよと、其の場に於て髪を下し、僧に乞て法衣を貰ひ、守袋に所持なしたる、馬頭觀音の尊像を、持佛となして唱名念佛、一生不退の道者となりける、これ其の觀音様といふ方は有難い御佛であるといふとが、心に侵込で居たから此の夢物語を聞て一念悔悟することが出来たのでありませう、シテ見れば我等御互も、この經典を聽聞し得らるゝ世に生れ合した甲斐には、之を心に注て生

死の煩累を免るゝやう致たいものである

縁起

松尾寺は若狭、丹後の國境鴻之浦といふ處に在り、本尊は馬頭觀世音にて御長三尺、平安帝の御宇とかや、鴻之浦の漁夫十七艘の船を海上に乗出して漁獵せしに、俄然大風吹來りて之を四方八面に吹流せり、其中の一人なる結城宗太夫は、その浦の長にて常に觀世音を尊奉し、みづから一寸八分の馬頭觀世音尊像を彫刻し、寸時も身を放さずして之を念むけるが、この宗太夫も同く吹流されて行方知れざりければ、妻子の嘆き如何ばかり、何れ魚腹に葬られしならんと、其の難船したる日を命日と爲し、既に百々日もなりければ之が追善を行はんと、僧を請して讀經を乞ふ處へ、偶宗太夫一人のみ歸りければ、數多の浦人叢り寄り、まづ恙なく歸りたる宗太夫を尋き、我夫はいかに、我伴はドーなりしかと、右左より問寄るに宗太夫の云へる様、かの惡風にて船はソチコチに吹流され、乗たる者の行方は知れず、我は羅刹鬼國に到り、既に鬼女の爲に捕えらるべきを、觀音大士示現したまひ、こゝは鬼國にて怖

しき處なれば、急ぎ死れ田よと宣へども、駈出づべき方をも知らず十方に暮て困れる時、白き馬その處へ來りけるに、なほ空中に聲ありて、汝この馬に乗て逃れよといふを聞き、直に馬に跨りけるに其の馬雲を凌ぎ登ると思へば忽ち若狹の浦に着しに、その尾に付て我も一と助かる者多かりしといふ故、されば其馬のみにても見んものと、浦人ども宗太夫を先導として行けるに見えず、如何せしかとチコチ尋ね廻りて今寺のある處に至れるに、空中に馬の嘶く聲聞えければ扱社と尋ねしに、馬の足跡トある材木に深く印せるを見たり、願に馬は馬頭觀世音にて、此の木靈なるに依り其の印を殘され玉ひしならんと、宗太夫始め浦人一同協議を爲し、この材木を以て馬頭觀世音の尊像を彫刻し、更に宗太夫所持の小像をばその腹部に納め、宗太夫出家して之を守護し奉りしが、此の事早くも都へ知れ、人皇六十六代の帝一條院の勅詔にて爰に伽藍を建立し宗太夫に賜りける、これに依て今に宗太夫の子孫が、代々この堂の主として諸事辨務すとぞ

第三十席

西國巡禮第三十番 近江國竹生島

御詠歌

月も日も波間に浮ぶ竹生島

ふねに寶をつむこゝろせよ

サテ西國三十三所、觀音靈場の巡禮もヤツトの事、第三十番竹生島觀世音まで運で來ました、即ち今回はその御詠歌を賛題として一座の法門を開示する事でありますが、御詠歌は矢張花山天皇の御製で、二世安樂を表示されたものである、仍てまづ月とは觀音様を差、日とは辨財天を差たもので、波間とは我等御互、船とは我身、寶とは我心をいふたのである、一舟にこの竹生島は元々觀音様の靈場ではなかつたのでありますが、往古行基菩薩に竹生島の辨天様が枕神に立せられ、この竹生島は觀音様の靈像であるから觀音の尊像を彫て安置せよと告玉ひける故、行基菩薩は此事を奏上して辨財天の神殿を建立する時、同く衆生結縁の爲とて、行基菩薩みづから一刀三禮して、觀世音の尊像を刻み、堂宇を造立して之に安置せられたのであるから、獨り觀音様のみをいはず、辨財天女と双べあけて月も日も我等凡夫が浮きつ沈みつしてある、生死

海の波間に浮て、種々様々なる手段を廻らしつゝ、ドットモして拯はにやならぬと御心配下されてあるのである、されば御互に南無大悲と囑みさへすりや、現世も安穩に後世も善所に生れることが出来るのである

之を譬てみると、金銀瑠璃珊瑚などの寶が、海の中イヤ水の面にゴろ／＼浮てあるやうなものぢや、であるから船を漕出して積込めば幾百萬兩といふ寶がツクもなく得られる、いま一聲も南無大悲と唱へ奉れば、現世安穩後生善所を得るもの、丁度船を漕出して幾百萬兩といふ寶を得るやうなものである、故に下の句は専ら喻を擧て船に寶を積む心せよと示し下されたのであります、御互の身体は火と水と風と地とが假に相合つてあるもの、會者は必ず離る、然らばイツ迄も合て而已は居ない、時に或は離れる場合があるであらう、離れる場合に至てからヤレソレと狼狽た處で役には立ぬ、轉ばぬ前の杖といふから、離れぬ前に離れる時の用心するが肝心ぢや、だから我慢を張らず邪見を起さず、身の船に心の寶を積込で措て、イツ何の様な事が起て來ても、更に痛癢を感じない様にしておかねばなりません、なほ辨天様といふも、觀音様といふも、もと一體にして二人ある譯ではない、即ち辨才天は觀音二十八部衆の一、その辨才天と現れ玉ひしは正に大悲の應化であるのぢや、故に御互が南無觀世音を唱ふる

言下、日天月天諸佛諸神、七福神や八將神まで一切これに隨て居るから、一たび大士の御名を唱へば、諸天善神これを守護なされて、七難即滅、八苦遠離を得て往生の素懐を遂る事ができるのである

この靈場にはいろ／＼の寶物が澤山あります、其中に面光不背の玉といふが第一である、むかし人皇三十五代天智天皇の頃に當り、時の宰相大織冠藤原鎌足公唐土へ官使を派し、國書を以てクツゲン磬、シホン磬、面光不背の珠なる三種の寶を請せける、唐王諸臣を集て評議すらく、二種の寶は其の求に應ぜらるべきも、面向不背の玉に至つては、朕未だ之を見ず只その名を聞けるのみ、なれども日本の帝王は我に此の玉ありと信じ特に使を派せしなれば、若あらずとて贈らずは我に於て惜むに似たり、如何せばやと仰せありけるに、諸臣みな當惑しいろ／＼案じ煩ふ折柄、席末より一人進み出て、陛下宜く三種の珍寶、貴需に任せ獻呈すとの國書を賜ひ、臣をして使者の任に當らしめば、必ず三種獻呈の事を爲さんといふ者ありければ、國王大に悦ばせ玉ひ、さらばとて此の者に二磬と國書を與へられけるに、此の者直に船出なし、程經て讃州志度浦の沖合に碇を卸し、二十日餘も安閑として逗留せしを、州の守護職之を見付都へ急使を馳せて此の趣を言上させけるに、鎌足公之を聞かれ直ちに早船を飛してその

所以を尋問あるに、某は唐使に候か貴國朝廷さきに三種の珍寶を弊國に望まれし故、其事使命を帯び珍寶を守りて渡航せし處、此の地に着ける時面向不背の珠玉は龍宮の者に奪ひ取られ、進で貴朝に至らんか三種の一種なきを奈何、退て弊邦に歸らんか弊邦上下の譴責を免れず、即ち進退谷つて斯は躊躇候と申山復命しければ、鎌足公も詮方なく死にも角にも其使をして着京せしめよとの命に依り、唐使は早速に上京しけるに、鎌足公對面ありて、遠路無事に渡りけるを本國の地に入て失ひしを嘸や本意なく思ふならんか、既に本國にて奪はれければ、モハヤ此方へ請取しもの、然れば假令いかなる處へ奪ひゆくとも、わが神國の威力を以て必ずしも取戻すべく、依て今は三種の珍寶正に受納せし旨の返文を認め渡さんとありければ、唐使は漸く安堵の思、喜び勇みて旅館に引退きけり、斯て鎌足公は淡海公に仰付、讃州志度浦の海士を語らひ、汝今天下の爲に一命を捨て龍宮に到りて寶珠を取返さば、汝が子を我が子として藤原氏の系圖に入んとありければ、海士承りて大に喜び、賤き女の一命が天下の御爲に成るとさえ有難きに、尙又吾が子を世に現さんとの嬉き、爭で辭退仕るべきや早々龍宮に到り、御珠とば取返し申さんと賭するに、淡海公も大に悦び、忽ち志度浦に船筏をしつらへ、音樂を奏て龍神を懇め玉ふとの風聞ありければ、近傍の老若見物なさんと

喜び、指折り算へて定日の來るを待ける、斯て其の日となりければ海上も陸地の如く、屋形船には大織冠殿、唐使某を同伴され、其の他公卿殿上人等袖を連ねて御出船あるに、淡海公は小船にて例の海士を召連れられ、大繩を彼の海士が腰に縛りつけ、人足大勢乗合て沖の方へと漕出し、コ、よりどて彼の海士海中へ飛入しに、人々目をば放たず見守けるに、凡そ一時ばかり過て浮み居る繩を引ける氣あり、依て人々その繩をたぐつたるに、果して彼の海士が朱になりて浮上る、ソレとの仰せに之を船に上たるは、モハヤ息は絶居たれど、兩手にシツカと面向不背の珠を抱けり、されば淡海公之を納め、唯今海士寶珠を持歸れりと、大音あげて呼はり玉ひしかば、拜觀の面々アツト叫で驚喜したり、その時伴の玉より金色の光を放ちけるとぞ、これ面向不背の珠の古事なりといふ、即ち船に寶を積たのでありませう、玉を龍宮へ取られたとはマツカの嘘、而るを玉必ず龍宮に奪つたと信じ、いろ／＼の用意して取に參つたから之を得るとができたのでありませう、元々嘘言であるから之があらう筈はない、けれどもあると信じて取に行たから一念信心の功力、或は海中の一處に引寄せられてあつたのでありませう、それと同じ道理で、いま観音様が示現なさせられうや、なさせられなからうや、ソレナ事を詮議しないで、まづ示現なさせられると信じて信心申上たならば、示現な

させられない観音様にもせよ、終に波間に浮ぶで、示現なさせられる事でありませう、況て嘘偽でなくドイトモして救て遣りたいと、常に波間に浮ぶ―即ち世の中に示現なさせられて居玉ひければ、船を漕出して南無大悲とお願申さへすりや、必ず現當二世に幸福を得るの寶を積むに定てある

縁起

竹生島は近江國淺井郡に在り、本薬寺と號す、南北二十四里、東西七里、其形琵琶に似たりとて琵琶湖と名けらる、湖水の中、むかし役の小角來りて竹を投ぐるに異竹生じたれば、之を竹生島と名けしといふ、島に又の名を岩金山大神宮寺と號くる堂宇あり、これ千手觀世音を本尊として安置さるゝ處、人皇四十五代聖武天皇太平三年に皇帝、我は竹生島辨財天なるが、何卒寶殿を建立せられたしとの御夢を感し玉ひ、御目さめて傍を御覽あるに、一疋の白蛇ありて守護し奉れるに似たり、依て行基菩薩に仰せ勅願として尊天の寶殿を建立させ、即ち辨財尊天と忍種耳尊、大己貴尊との三神を祭り玉ふ、時に行基勅命を奉じて竹生島に渡りけるに、尊天また行

基に告玉はく、此島は八角水晶輪、南方普陀落山觀音の淨土に同じ故に大悲の尊像を安置せよと、是に至て行基この趣を皇帝へ奏上し、みづから一刀三禮して千手の尊像を刻み、更に觀音堂を建立して之を安置し末世結縁の靈場とぞなしたるなり

第三十一席

西國巡禮第三十一番 近江國長命寺

御詠歌

八千歳や柳に長き命てら

はこぶ歩のかさしなるらん

昔様よくこそ參詣なされた、このたびは何がな珍敷話頭をともし思ひましたが、觀音靈場第三十三所、西國巡禮の第三十一番に當る處の觀音様は、壽命長遠の御誓願と存ぜし儘、近頃目出たい事の頂上であるから、幸その靈驗を述べ方が宜しからうと思ひ、その御詠歌を賛題として、一座の法要を勤める事と致ましたから、なるべく靜にして

聽て貰ひたい、ソコ御詠歌は花山天皇の御製で、即ち壽命無量の意を表させられたのである、八千歳やとは字に露はれてある通、鶴の八倍にて龜よりは二千年少ない壽命の長いことを表したものの、柳には觀音様の尊體、長き命寺は長命寺、運ぶ歩のかざいなるらん、一切衆生が菩薩に向て、ドイソお救ひ下さりませと祈る心をお酌取あらせられて、壽命長久、子孫繁昌するやうにかサシと成てお救ひ下されるのである太郎やソコにある煙草を持って来てくれ、厭だ、ナニ厭だ打ぞ、打てるなら打て見い、打たないでかど立上り、有合ふ棍棒を振て打つ、痛い、痛くなふて何とする、ア、痛い、隣の伯母さん助けておくれ痛い〜と叫ぶ、之を聞付て又候太郎どんが叱られてあるソコだと、加けだしてソコへゆき、マア何卒、ナニ打遣ておいて下さい太い奴だと、尙打たんとするを、隣より参りたるお婆さんが、忽ち太郎を自分の膝下に入れ、身を以て庇しながら、ドイカ此の度は忍えて遣て下さいと頼む、ソコ親父も太郎を打たんにも、太郎は既にお婆さんの膝下に潜み居れば、敢て打たんにはお婆さんに怪我を負すの恐あるゆえ、怨せぬ奴なれども止なく棍棒を捨るやうなもの、いま御互が五欲六塵に引れ、果は地獄に落て釜のユケにもなるべきを、トイソお救ひ下されど、一旦觀音様に歸依したばかりで、觀音様がその聲を聞付て翔來られ、身を以て御カバ

ヒ下されて、終に二世安樂の大幸を得るのであるから、何事も佛様まかせ、この一身は佛様に差上りますから、ドイトモよきやうに仕て下されど、歸依隨順するのが然からうと思ふ、況て當長命寺の觀音様は、御互が少しでも長存するやうにお守下さるといふからには、苟も早く死にたふないものは、分ても歸依し奉つらねばならぬ、コイ申すとイヤ己は早く死にたいのだ、浮世が厭に成たんだ、早く死にたい者はこの觀音に要はないといふ方もありませんが、此等は或事情の爲、生るにも生て居られないかと、或は行張上、瘦我慢に口のみにて語る位の事で、死ななければならぬ事情もなきに、何で早死が仕度ござりませう、又口にて死にたい杯いふ人でも恐らく心では長存を願てあるであらう、ナゼなれば人生第一の幸福は長命である、何人の愚か幸福を避て不幸を喜ぶべき、アありますから苟くも人生第一の幸福は長命に在りと知れる方々は、殊更此の觀音様にお縋り申さるゝが良からうと思ひますむかし近江の國多賀の社に、毎日神前に備へ献つる處の供物を盗む者があつた、依て社僧や社人が打寄て評議するに、元來多賀神社の社内にて、藪一本でも盗んだ者が在たなれば、見付次第これを簀巻にして湖水に沈めるといふ掟があるのですが、餘り過酷ながらとて近來詮議を怠りしものゝ、かく毎日の事に盗まれて詮議せでは、世間の

風評も如何あるべき、幸に日々の盜賊を捕へ後日を懲らし、又他の者をも未犯に妨がんと衆議一決しければ、それより晝夜張番せしに、拜殿の床下より白髮の老翁出來り、直ちに神前に到り供物を盗み又元の所へ入けるを見れば、是なりとて忽ち拍子木を打ちけるに、之を相圖に社内の人々大勢出來り、床を破りて彼の老翁を捕へたるに、猶その傍に一人の老女跪まり居たれば、之も同類なるべしとて同く召捕引出せるに、老翁すこしも騒げる色なく、我等は當所の者なれども、貧困にして喰ふとも叶はざれば、嚴き掟と知りながら圖らず斯はせしもの、之を罪して我等を殺し玉ふと、これ當社の盛衰に關はる大事、もし我等を殺されれば、當社を信ずる者あらざるへし、ナセかと申すに、當社はこれ壽命を守らせ玉ふ神ならずや、壽命を守る神の供物を盗みしとて、之が壽命を断れればモハヤ壽命長久を此の神に祈る者あらじ、昔日支那の皇帝ある仙人に勅して不老不死の靈藥を求めさせ、之を寶藏に秘して天下に布告さるゝには、この靈藥を盗める者は必ずその命を断たんと、時に東方朔と云へる者之を盛て吞ければ、忽ち擲取られて既に斬罪に處せらんとす、この時彼の東方朔が有司に向て申様、某この藥は死なゝい藥と思て盗みしに、却てこの藥を吞だる爲に殺さるとは、仙人の世を欺く何ぞ甚だしきやとて大に笑ひけるに、有司この趣を皇帝に奏上せし處、

皇帝も實にと思食され、終に咎を許して放たれしに、この藥徳にや東方朔は九千歳迄長存たりと、異朝の仙術すら此の如し、况て神國の壽命神、争て人の殺さるゝを快とし玉ふべきと冷笑、人々聞て尤もと思ひ、更に供物を盗みし罪を許し、自今以後、神前に備へ奉れる供物は皆汝に得さすぞとて、それよりは彼の考人が貰ふ事となり、今に其の子孫は多賀神社の供物を下げる役なりとかや、これは同國多賀神社の事でありますが、神も佛も道理は一樣、殊に大慈大悲の御心より、ドイトモ一に長存する様に守て遣りたいとか御誓にてあらせ玉ふ事ですから、一たび之に參詣した者なれば、何迎ふ助なされず措れませうぞ、依てテットでも長存したいと思はれる人々は、偏にこの大悲にお頼あるが何より肝要

縁起

長命寺は近江國蒲生郡に在り、本尊は聖觀世音にて御長三尺、八皇三十四代推古天皇御惱の事あり、諸事諸社に勅して祈禱加持させ玉ふも更に驗なれば、時の攝政聖德皇太子大に嘆かせ玉ひ、御手づから柳の木を以て聖觀世音の尊像を彫ませられ、

一七日間恭敬祈願わりけるに、感應空からずして皇帝の御惱全く平愈せり、之に依りて皇帝も大に尊み玉ひ、即ち皇太子に勅して堂舎を今の處に建立し、之にその尊像を安置させ玉ふ、長命寺即ち是なり、其後星霜を重ね弘法大師未だ空海和尚たる頃、都の東寺に居て腫物を煩はれけるに、一日白髮の老人來り加持し參せんとて修法しければ立所に平愈せり、空海喜びの餘、御躰は何國の方に在ますやと問ふ、我は江州湖水の濱邊に居る者と言捨て立去りしが、日數を経て空海も禮の爲尋んとて、安川といふ處の渡津までゆきけるに、賃錢なければ大に當惑し、修行僧の事なれば、無錢にて渡しくれよと船頭に頼み、渡錢の代なりとて船にフナと書かれけるを、船頭冷笑、船に船と書て何の益になるべきぞと詰るに、空海イヤ左様でない、狐狸のつきたる人又は亂心難産の者あらば、少しづつ削て服さしめよ、忽ち正氣となると疑なしと、然れども船頭なほ疑ひ居けるが、偶氣を狂はせし者ありければ、物は試し一番削て服せて見んと、かの船に認められし船といへる文字を削て服せしに、不思議や忽ち正氣に歸れり、この事近郷近在に知れ、彼方此方より所望する者續々填へたれば、自然に船頭の幸福となりけると、扱も空海はそれより湖水の周圍をアチコチと、十日ばかりも尋ねたれど、更に知れざる儘所詮再會の縁なきものと諦め、

今は都に歸らんと本意なくも歸途に就きし折節、湖邊に一人の老人ありて、石を割る玄翁を磨居たるを見、立寄て何をか仕玉ふと問に、針と作すなりと答しかば、これ只人に非ずと思ひ讀ていかなる御人ぞと問に、御身が尋ぬる老翁にて、世に白髮明神と稱するは即ち我なり、此處の水底に往時聖德皇太子親から刻ませらるゝ處の觀世音の尊像あり、即ち長命寺の本尊なりけるが、五十年前火災に依て水底に隠れ玉ふを人之を知らず、御身これを上げて諸人の壽命を救はれよとて、忽ち白鳩と化して天空に飛去りぬ、茲に於て空海水面に向て祈念しけるに、果して光明かくやくだる處あり、即ち袖を受けて之を得、更に千手觀世音の尊像を自から彫刻し、かの水中より出現させ玉ひし聖觀世音尊像を腹部に安置し、長命寺を再築して恭敬奉せられたり、故に開闢は聖德皇太子にして、中興は弘法大師とぞ

第三十一席

西國巡禮第三十二番 近江國觀音寺

御詠歌

第三十二席 觀音寺

あなとうと導きたまへ観音寺

遠き國よりはこぶあゆみを

サテこのたひは西國巡禮三十三所、観音靈場の第三十二番目、近江國観音寺觀世音の御詠歌を賛題として、爰に一座の法門を開示することでありすが、御詠歌は花山天皇さまの御製で、恭敬禮拜の功德を表示されたのである、まづあなとうどは尊敬の事で、アラ有難やなど心ぞ思ふ時は、身の毛も慄立、或は汗が出たり、或は涙が溢れたりするものでありすが、即ち心根に徹して實に有難いといふ程の事である、導きたまへとは、一鉢観音さまは衆生有縁の大導師、大抵の方なれば、縁なき衆生は度し難し、順縁でも逆縁でも縁さへあれば救てやるが、ドモ縁のない者は救ふにも救はれないとて、止なく放任されるといふのですが、この観音さまに至てはソでない、縁あるは勿論として、縁のない者は観音さまの方から縁を拵て、ソしてその縁に便りて救て下さるといふ御誓願ぢや、テありますからして、この観音さまに對しては縁がないの、縁があるのといふ差別はない、凡そ世の中に生とし生る者は此蜂蟻蟹蛙夜鷹はチンボ鐘叩きに至る迄、剩さず漏さず救ふて遣る、之を救ひ助ずば決して佛地に

歸らないとて三十三体にも分身せられ、我等御互の根機に應じ、或は菩薩身を現してお救ひ下され、或は夜叉身を現じて御助け下さる、即ちその物に應じて利益して下さるから有縁の導師と申すのである、遠き國よりとは空遠の昔時より、はこぶ歩を、欲しい惜しい愛いの五欲六塵に繫縛され、地獄、餓鬼、畜生、修羅など四趣六道に浮沈して來た此の身を、ドモカあなたの大慈大悲でお救ひ下されと恭敬禮拜する、ソコテ素より待設けたまはる観音さまの事でありすが、然らばとて其の根機に應じてお救ひ下さるのである

之を醫てみると醫者が病人の爲に藥を劑るやうなもので、胃病なれば胃病の藥を劑り、肺病なれば肺病の藥を劑る、要は其の病を治すにあるのぢや、観音さまの三十三身も之と同様で、衆生の病氣に隨つて法門の藥を與へ玉ふ、けれども之を服ない者は仕様がな、ソコテ妻妾と成て之を勸め、家來と成て之を勸められる、打つも揺るも只子の爲、それを吞まねばお灸をすゆるぞといふも、これを吞めばウマク遣るからといふも、要は子供をして藥を服ましめるにある、観音さまの三十三身、また實に無縁の衆生をして結縁せしめらるゝにあるのぢや

往古も釋迦さまがマダ此の世に在ります時、須達長者といふ篤く佛様に歸依して居た財

産家がありまして、その家に飯炊奉公をして居る處の婆サンは大の佛嫌で、主人の長者が佛様歸依の人でありますから、毎月六齋には必ず佛様を請待して御說法を願ひ、御供養を差上げる事に定つて居る、故に毎月六齋にはお釋迦さまが、大勢の御弟子達を引連れて、長者が家にお出になる事は勿論、その他の日でも折々お出になる事がありませんけれども、佛様がお出になると飯炊の婆サンは何か一隠れる、お返りになれば戻て来るといふ譯合で、長の年月奉公しながら只の一度も佛様を拜し、法門を關たことがない、けれども佛様はドーカして彼の婆サンを救ひたいものぞと思召たまひ、一日の事でありましたが、佛様が威神の力、即ち神通でもつて飯炊婆サンの眼前に露はせられた、すると婆サンも逃れることが出来ないのですから、止を得ずお辭儀をすると、豫て阿難尊者に此の婆サンの事を話ありしものと見へて、この時佛は阿難尊者を見返り玉ひ、アレだ阿難、其方アレを教化せよと仰せられた、すると阿難尊者が、貴佛さえ厭がる彼女、何で拙者風情で教化が出来ませうやと辭退せられしに佛様が仰有るには、イヤソでない、我は彼女に無縁であるが、其方は彼女に有縁であるから必ず教化を受けるであらうぞと仰せられた、依て阿難尊者が然らばとて臺處に至り、種々方便して教化せられけるに、婆サンも終に其の氣に成り、それより阿難尊者には折々お目

に懸り、又は說法など聽聞して、終に須陀洹果といふ羅漢の位を得たのである、これは有縁と無縁との遠で、無縁の衆生は佛様さへ濟度し難いと仰せられたのであります、この觀音さまは其の濟度し難い無縁の衆生は、何とか方便して有縁の衆生と爲し、即ち無縁の衆生なれば、こちらから縁を拵て有縁の衆生と爲してお救ひ下さるといふのであるから、觀音さまの方よりいへばみな有縁の衆生と爲る、此の如き誓の深き御佛であるから、一たび靈場の草を踏し者は必ずお助け下さるに定てある、仍て皆サンのコ、の道理を能く辨へいよ、信心を勵まるゝが何よりの肝要なりめ

縁起

觀音寺は近江國神崎郡石場寺村に在り、人皇三十四代推古天皇の御代に建立せらる、本尊は千手觀世音にて御長三尺、聖德皇太子、甲斐の黒駒に召れて諸國御巡回の時、當國神崎郡にて芦原の中より、聖者大悲を垂れ我等が苦患を救はせ玉へと呼聲あり、何方なりしと御覽あるに姿見へず、太子の宣く、迷の者か、姿を現はせよ我れ力を添て助得させんとあるに見苦き相なるゆへ目通は恐させ玉へと云ふに、苦ふないと

仰ければ、さらばとて形三尺計にて頭は女の顔なる魚あらわる、跡見一位等の從者これに驚きけるを、太子見返りて此は人魚とて珍しからずと示され、又更に人魚の方に向れ、いかにも助得さすべきが、先づそが前生を懺悔せよと仰けるに、耻しなから我は堅田の獵師にて明菴殺生を業とせし者元より邪見にて神佛を拜せず、生死を辨へず、一生をウカ／＼と暮し、報は今斯人魚と成り、鯉鮒その他多くの魚虫等に我が鱗の間より血を吸はるゝの苦患を受く、聖者願くは助下さるべしといふ、太子聞召れて如何なる方法を講じても助得せんが、まづ其方望申せとありければ然らば遠慮なく申上ぐべきが、何卒千手觀世音の尊體一軀を彫まさせらば此處に一の堂舎を建立して安置し奉つり、末世の者をして殺生する者の見懲しめにもなし下さらば、その功德を以て我等の苦患も助り申すべしとぞ答て姿消ぬ、依て太子はそれよりこの尊像を彫刻させ玉ひ、人魚が爲に一宇の堂舎を建立せらる、是れ今の觀音寺なり、蓋し太子は近江國にて十二ヶ寺の堂宇を建立せられしが、この觀音寺も即ちその一なるべきか

第三十三席

西國巡禮第三十三番 美濃國谷汲山

御詠歌

よろづ世の願をこゝに納めおく

水は苔よりいつる谷汲

一長らく續きましたにも拘らず、いつも神妙に御清聽下されて、三誠の有難い仕合、訥辯の提僧ども、中々八ヶ間敷騒立られては、話も何も出来ないのであります、幸に皆サンがお静にお聞下されたから、三十三席といふ長談氣も、首尾よく結末に至りましたこと先づ以てお禮を申し上げます、サテ今回は西國巡禮三十三所觀音靈場の第三十三番、美濃の國は谷汲山觀世音の御詠歌を賛題としてお話する事ですが、御詠歌は花山法皇の御製で都合三首ある、これは過去と現在と未來との三世に配して詠せられたのであるとの事、ソコデ只今讀上りましたよろづ世の御詠歌は、即ち過去の意を表はされたので、萬代とは我等無始よりこのかたといふほどの事でありますから、始の無い

スツト昔々の去昔より、ドーカ甘いものが喰たい、美いものが着たいと願た、その願望が縁と成て煩惱を惹起し、明ても暮ても欲い惜い愛いで苦んで居たが、今幸に大悲の光明に照され、爰に般若の大智慧を得たから、從來種々と妄想せし愚痴の願望は絶て仕舞、モハヤ清淨無垢の心に成たから、始のない昔往から望で居た處の願をこいに納め、納め措て仕舞は即ち智慧の眼を開たからだが、その智慧の眼を開たのは谷汲山觀世音の御利益に由たのであるといふ心を水は苦よりいづる谷汲と詠せられた、即ち生々の願を納め措き、智慧の水を汲で煩惱の垢を洗ひ、清淨の願を成就したといふ意味である、次に他の御詠歌は

世を照らす佛の誓ありければ

また燈火も消ぬなりけり

これは現在を詠せたまひし御詠歌で、佛様の御教は三世因果の道理を説せられ、人の悪を作すことを懲して善を爲すやうに勸め、以て世を導き時を救はれるのでありますから世を照すちや、此の如く世を照す處か佛法があるからしてまた燈火も消ぬなりけり、夜中に燈火が消ると眞暗闇となるが、佛様の御教が世の中にあるからして末世澆季の今日でも、また闇黒世界とはならぬのであるとの意味、古歌に日は入て月はまだ

出ぬ黄昏に烽げて照せ法の燈火とありますが、即ちこの御詠歌の意に能く適つてある日とは釋迦如來、月とは彌勒尊佛、釋迦如來は既に御入滅になり、彌勒尊佛は未だ御出世にならぬ、言はれ盡でもなく夜でもなき黄昏時刻なる末世の今日、ドーカ宜く照り輝いて闇の世の中にならないやうに、法の燈火を烽げよとの譬喩である、故に皆サソが信心を堅固にして佛道を修行なさるれば、決して闇の世の中とはならぬ、即ち佛の誓ある印には佛法が盛に行はれる、佛法が盛に行はるればちのづと世の中が闇黒にはならぬのである、更に今一の御詠歌は

今までは親と頼みし笈摺を

ぬきて納むる美濃の谷汲

これは未來を詠せたまひし御詠歌で、まづ今迄は親と頼んで力にして居た笈摺を、モハヤ大願成就して西國三十三所の觀音靈場を巡禮し了つたから、この谷汲山に脱で納め、此の世に於ける願は悉く遂果たから、未來は必ず上品上生、花の臺に端座して亦く三毒五欲の煩惱を滅し、生死得脱所願満足の樂を極める事であらうぞとの意味である、因みに笈摺とは巡禮する人達が上に着て居るもので、左右が白、真中が赤色の袖無みたやうなもの、これを何で巡禮する人達が上に着るかといふに、西國巡禮の元祖

徳道上人を始め、之を中興し玉へる花山の法皇、佛眼上人、性空上人などみな笈として木で調製した箱のやうなものに、観音さまの尊像を安置して之を背負、ソコア之を背負と袈裟衣が摺るから、笈と袈裟との間に布でもつて袖無みたやうなものを拵て着られたに基因す、アありますから今日の笈摺には真中に南法大悲観世音と記し、又は佛眼を拵て背負のである

要するに從來は凡夫迷蒙の心より、いつまで長存あるものやうに思ひ、金錢を澤山に貯るのを樂のやうに思て居たが、観音さまの光明に照され、般若の智慧に得た上でみると、世は實に無常なるもの、今日あつて明日ない此の身といふ事も解り、不義の富貴は浮べる雲、非理無道の行なくば、モツソ一飯の切米も百萬石に優るといふ理も知れる、即ち愚痴なる者が観音さまを信仰すれば、忽ち智慧の眼を開くから、苟も智慧を得たいと思ふ者は、まづ観音さまを信仰せよとである、一口に馬鹿が利巧になるといへば、何だか奇妙に思はれるが、ソマリ迷を轉じて悟を開くといふ意味ぢや、徒らに五塵六欲に馳走して居たのは、その心が愚で宇宙の事理が解らなかつたからである、ソコア因果は味すべからざる真理、善悪は争ふべからざる事實である、ア、これまではソコア無つたを解つてみれば、モハヤ恐でない處か、御佛と同位同等なる大覺

智者であると申すのです

多田藏人行光と云ふ武士は、厚く佛法に歸依されし方にて、分ても観音さまを信仰せられ、御館は攝州多田にある事ですから、程遠からぬ中山寺へは月々參詣ありけれども、奥方は至て邪見の人にて、參詣どころか御佛そのものをも信じない方でありました、依て行光も痛く氣の毒に思召、若此の儘にてこの世を去らば三途八難のがれ得じ、何卒よき機を得て菩提に誘はんといふ心と心を碎かれし、折しも春の半にて中山寺の境内櫻花爛熳と咲亂るゝ行光フト思付、奥方を招きて花見をせばやと思ふ旨を語られしに、こは面白き御催なり、何卒妾も召連たまへとありければ、行光満足に思はれ、日を定て種々用意なし、家來腰元なども召連、中山寺境内に花見の筵を開かれける、去程に興酣なわなるの頃、奥方を具し觀音堂の御前に到られけるに、不思議や寶前の鐘の緒ヒラ／＼と動くと思へしが、忽ち奥方の黒髪をクル／＼と纏りて宙にサツト引上たり、お侍の男女ども大に驚きさま／＼に解んとすれども更にとけず、行光これを見て少しも騒がず、是れ全く觀音大士の彼が邪見を懲し玉へるならんと思ひ、去るにても淺間敷有様なりと、早速に寺中の僧徒を招き、旨を含めて加持讀經を囑み、自分にも奥方に代て懺悔ありけるに、凡そ半時ばかりも過て髪は元の如くに解れける、奥方は

息も絶えなりしが、直様乗物にて御館に歸られけるに何の障も非れば、この時奥方大に悔悟し、ア、從來はソテないことをしてあつたど、一念先非を後改してそれよりは良人行光と名を、大に観音大士に信仰してけりと古い書物に書いてあつたが、これから馬鹿が利巧になつた事例である、文字が書けなかつたり、讀めないのを馬鹿とは言はぬ、故に一丁字なき者が大學者と成るといふのではありませぬので、大學者でも三世因果の道理が解らなければ馬鹿で、一丁字なき者でも上を上として敬ひ、下を下として愛む者は利巧である、即ち從來は己が欲情は繋れいろくど妄想分別して迷ふて居たが、今は之が妄想である、顛倒であると其の迷霧が晴て、ハッキリと有の儘に見ることが出来た有様である、此の如き次第でありますから、苟も愚痴を脱して智慧を得たいと思ふ方は、一心こめて観音大士威神の御力に頼まるゝが肝要である……長々と下手の長談義、嘸も疲れでござりましたらうが、西國札所観音靈場、御詠歌の説教もいよゝ結末に成りましたから、これでお暇を致しますが、御縁がありましたら又候お話することもござりませう、兎も角も尊といものは尊といとして恭敬し禮拜されたなら、決して悪い等はありませぬから、観音さまの弘誓を有難く思ひ、折角信心なさるが何より大事でありませういそげ人法の御船の通ふ世に乗り後れなばいつか渡

らんとは、日本の教主と仰がれ玉ふ聖徳皇太子の御製、この御製の意味を翫味し、片時も油断なく有爲轉變の此岸より、無爲實相の彼岸へと心懸が急務であるといふことをお忘れにならぬやう願はしう存じます

縁起

谷汲山は華嚴寺と號す、美濃國に在り、開山は豊然上人、人皇五十代桓武天皇延暦二年に建立さる、時に豊然上人諸國を遍歴し、この谷汲へ来て野宿せられけるに、夜中油臭き事甚し、明夜て行見るに谷の流にキラ浮き油の臭あり、之を汲て燈見るに全くの油と些も易るとなし、是は定し靈地にやあらんと、終に草庵を結て安座せられける、折しも奥州に大藏信光と云へる者ありて金賣橘次の先祖なりしが、心願の事ありて紀州熊野へ參詣し、所願満足の御禮に觀世音の靈像を造らんと發願し、何にもせよ尊像となるべき靈木を得ん迎、奥州永井の文珠へ七日の食断して祈願しけるに、満願の曉美しき兒現はれ、汝が歸路永井の里の田の中に大木の榎あり、其れを用ひて十一面觀世音の像を作らば、末世の衆生を濟度ある靈尊となるなりとの

告を受け、扱も有難しと歸る道すがら、此處か彼處かと尋ぬるに果して大なる板ありて注連張回さる、里人に聞けば神木にて、枝葉に觸るもの祟を受くと、爰に於て觀世音尊像を作りたき心願の事を語て其の木を請けるに、在て益なきのみか、無きが却て幸なればとて快よく承諾せし故、さらばとて信光は之を伐しかど、巧なる佛師なきに因じ、都へ上つて彼處此處と探求めける折柄、十四五才の小童信光が宿所に至り、我は觀音尊像を彫刻すること得意なる者なるが、御身の望まるし尊像をば彫刻させよと申入るに、信光早く只人に非ざるを察し、さらば囁み申さんといふに、嵯峨野邊に假舎を立てられよ我其の處にて刻み奉らんと云ける故、信光は小童の言儘にして任せおきけるに、それより二十一日目の夜半、信光が枕邊にて、御身の望まれし觀音尊像今社出來致たりとの聲あり、起出で、夜を冒し嵯峨野邊の假舎に到り見るに、舍内光明かくやくとして御長七尺五寸の觀世音は、生るが如く中央に立せ玉へり、茲に於て信光飛立ばかりに喜び、まづ結縁の爲迎、同所にて諸人に參拜を許し、富豪の事なれば界限の貧民に金錢を施しなどして、それより生國奥州へ護持し歸らんとて美濃國、谷汲の處迄來りけるに、尊像忽ち大石の如く重らせ玉へば、所以こそあらめと其の夜は其處に通夜しけるに、その曉果して奥州は邊土なる故願

くは此處に居て東西往返の衆生を濟度したし、幸この山中に一人の出家あれば、之に托されよとの夢告を蒙る、偕社と信光いよく信仰し、山中に入て尋ぬるに果して草庵の内端として一人黙座する出家あり、依て夢告の次第を物語るに我も同き夢を見たり、その尊像は十一面觀世音なるべしと云へるに、信光さては疑もなき貴僧の事なりとて彼の尊像を渡し、信光施主となりて其の草庵の背後に一字の堂舎を建立し、之に彼の尊像を安鎮し奉るもの西國巡禮札納、三十三番の靈場なる谷汲山こそ即ち是れなり

西國卅三所
觀音靈場
御詠歌說教終

來馬琢道師著

列傳 日本佛教史 各宗高僧傳

全 正價金壹圓
冊 郵税金拾貳錢

日本佛教史に現れたる各宗八十餘高僧の傳記を詳叙して、布教家の便に供し、併せて隱史家に「資料を與へたるものにて、世の高僧傳等の如く、漢文を取らず、「御一代記類の如き小説的文字を列れず、尤も公平に、尤も明瞭に傳記を述へられたるものなれば、各宗有志者、概々購求して、日本高僧傳に新光彩を添へると知り玉へ、殊に著者の健康は、夙に世人の知る所にして、本書の如き實に熱誠を注きて執筆せられたるものなれば、教界の一名著たるは、疑なかるべきなり、

故慈本大僧都著

吾人の彌陀

全 洋裝四六判百頁
冊 定價金拾五錢
郵税金貳錢

釋尊の教も門戶種々に分り競起して別なれば其階一なるもの人は多く岐路に迷ふ特に圓頓の極致なる他力本願念佛門に至りては智者の十疑論愚蒙を啓發し專心の要集捷徑を示し委悉詳細遺憾なきも世人多く通俗平易にして幽迷なる理教を述べたる書莫きを恨む本書は故慈本大僧都が多年の苦學に釋教の要訣を悟り自ら安心立命の地を得たの且も月の夕も本願稱名に世を忘れし述懐隨師の實修の上より論せしなれば言々肺腑より來て日常吾人の行動の儘彌陀攝取の光中に在れば吾人の彌陀云

明治卅四年六月十九日印刷
明治卅四年六月二十二日發行



講述者 水野靈牛
發行者 今村金治郎
印刷者 山本 鏝次郎
印刷所 株式会社 秀英 舍
發行所 國母社
東京市芝區露月町十八番地
東京市芝區露月町十八番地
茨城縣新治郡上天津村字冲宿
東京市芝區露月町十八番地
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
東京市芝區車町七十七番地

發行所

東京市芝區露月町十八番地

鴻 盟 社

● 家庭の教 定價金三錢 郵税四冊毎に貳錢つゝ、五百冊以上一冊壹錢五厘つゝ

● 三心法話 定價前同斷

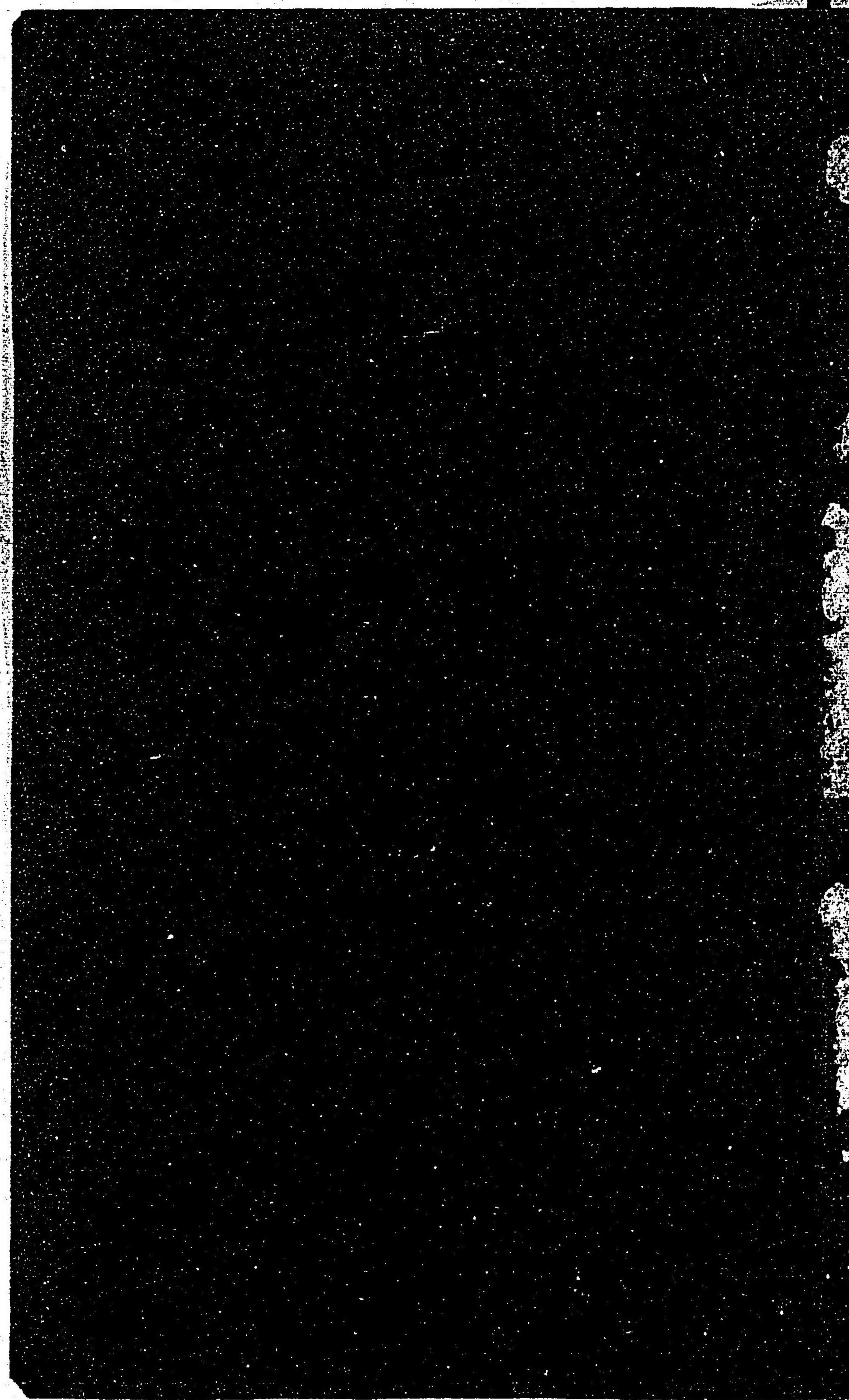
● 報徳談 定價金四錢 郵税四冊毎に貳錢つゝ、五百冊以上壹冊貳錢つゝ

● 歡樂 定價金一錢五厘 郵税五厘

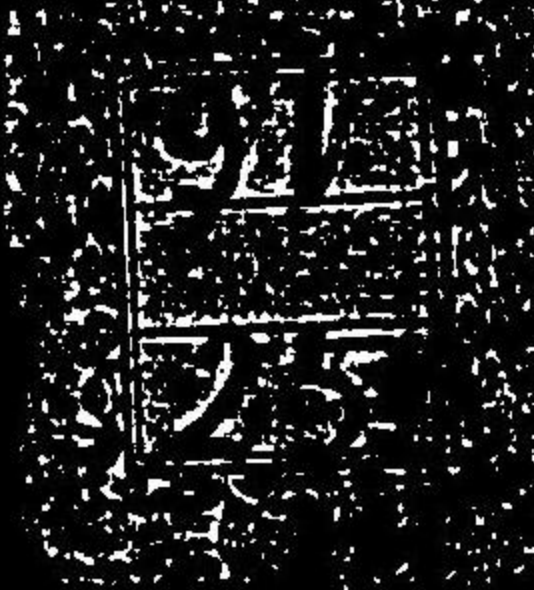
右何れも大内先生の著書にして施本には尤も適當の香なり



91
25







016145-000-2

91-25

西国三十三所観音霊場御詠歌説教

水野 霊牛 / 著

M34.6

ABC-2019



